特　記　仕　様　書（技術要件）

第１章　総則

第１節　適用

本特記仕様書に記載のない事項については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」によるものとする。

第２節　現場代理人の兼務

１　受注者は、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあっては、9,000 万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第１号に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

(1)　兼務する工事が公共工事であること
(2)　兼務する工事件数が本件工事を含め５件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること
(3)　兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
(4)　兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
(5)　(5)　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(4) に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

２　受注者は、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあたっては、9,000 万円）以上に該当し、工事箇所が 10Ｋｍ程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第２項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第１号に必要な書類を添付して、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

(1)　兼務する工事件数が本件工事を含め２件以内であること
(2)　兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
(3)　兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
(4)　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

３　発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第２号により、承認しない場合は様式第３号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

4　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第４号により、その承認を取消すものとする。
(1)　兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
(2)　兼務を承認した日から起算して１４日（北広島町の休日を定める条例（平成 17 年北広島町条例第２号）第１条に規定する休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
(3)　兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
(4)　兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
(5)　著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
(6)　その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき

5　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※　様式については、北広島町のホームページに掲載している。
「北広島町 HP＞事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約、施工関係__各種様式集」建設工事請負契約約款様式

https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/4/1167.html

第３節　現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

1　建設業法第 26 条第３項第１号の規定（以下、「専任特例１号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
(1)　主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
(2)　工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその１日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場間の移動距離がおおむね２時間以内であること。
(3)　下請次数が３を超えないこと。
(4)　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
(5)　工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
(6)　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
(7)　主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
(8)　兼務する工事についても、上記(2)～(7)の要件を全て満たすこと。
(9)　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例１号に係る条件を満たすこと。

2　専任特例１号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項(2)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(6)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

3　建設業法第 26 条第３項第２号の規定（以下、「専任特例２号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。

(1)　建設業法施行令第 29 条第１項で定める者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること
(2)　監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること
(3)　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
(4)　監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
(5)　監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、北広島町内かつ工事箇所の間隔が 10ｋｍ程度であること
(6)　監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること
(7)　監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること
(8)　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること
(9)　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例２号に係る条件を満たすこと。

4　専任特例２号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、各施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。

5　建設業法第 26 条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第 26 条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。

(1)　配置する営業所（経営業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
(2)　配置する工事現場の数が１であること。
(3)　配置する営業所と工事現場間が、１日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね２時間以内であること。
(4)　下請次数が３を超えないこと。
(5)　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
(6)　工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経営業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
(7)　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
(8)　当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
(9)　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。

6　建設業法第 26 条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第 26 条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者を配置する場合には、前項(3)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(7)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

7　広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版」『第１編第１章第３節１－１－３－２　現場代理人の常駐義務の緩和』によらず、次のとおり取り扱う。

監督職員と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第 10 条第３項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場

合」として取扱う。
(1)　請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあっては、9,000 万円）未満
(2)　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
(3)　建設工事請負契約約款第 20 条第１項又は第２項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
(4)　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
(5)　上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
(6)　その他、特に発注者が認めた期間

８　広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版」『第１編第１章第３節１－１－３－３　現場代理人及び主任技術者又は監理技術者』の「５．配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。
５．配置要件
一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第 10 条第１項第２号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。
(1)　下請負金額の総額が 5,000 万円以上、又は設計図書において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
(2)　請負代金 4,500 万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。

第２章　施工条件
第１節　建設副産物
１　当該工事で発生する再生資源副産物は、広島県建設資材廃棄物処理施設一覧に記載がある施設に搬出することとし、建設リサイクル法第１１条により再生資源利用計画書をシステム登録し、工事着手前に監督員に提出すること。
２　当該工事で搬入する再生資源副産物は、再生資源利用促進計画をシステム登録し、工事着手前に監督員に提出すること。
３　再生資源副産物の搬出、搬入完了後においては、実施数量を再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にシステム登録し、監督員に提出すること。

第３章　その他
本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。